平成２４年（フ）第７８８号
大阪府高石市西取石１丁目21番３―405号
債務者　内山　三幸
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７９２号
堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁25番８号　ハイツミタニ201号、前住所堺市西区上野芝向ヶ丘町２丁４番21号
債務者　品川　貴義
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８０７号
大阪府高石市千代田４丁目６番11号
債務者　ディス・マンこと　田原　本志
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８０８号
大阪府高石市千代田４丁目６番11号
債務者　田原　幸恵
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８１４号
堺市堺区高須町３丁１番９号、前住所堺市堺区柏木町１丁１番14号
債務者　近藤　伸二
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８３２号
大阪府松原市北新町５丁目113番地の１―201号
債務者　川本　里美
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８６７号
大阪府富田林市向陽台２丁目１番26号
債務者　オードリーことラピス007こと　水間　俊二
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
広島県庄原市西本町１丁目13番34号、前住所広島県庄原市尾引町490番地１
債務者　原　　隆恵
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第５９号
福岡県大牟田市船津町366番地３　つばめ荘３号
債務者　鈴木　興一
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第７０号
福岡県大牟田市鳥塚町11番地２　シニアパークマンション鳥塚308号
債務者　井手口ハマコ
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第２２９号
長崎県長崎市立山３丁目２番７号、旧住所長崎県長崎市御船蔵町18番２号　産経アパート201号
債務者　竹野　弥生
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
岩手県二戸市金田一字小林41番地６
債務者　五日市秀宣こと　五日市秀宜
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第４２５号
神奈川県平塚市御殿２丁目17番26号　サンハイツイシハラＡ103号
債務者　吉田　諭司
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４４８号
神奈川県秦野市曽屋5819番地　リバーサイドハイツ103号
債務者　工藤　昭雄
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８２号
富山県高岡市西海老坂913番地、旧住所富山県氷見市上田子1780番地15
債務者　本田　満弘
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第９２号
富山県高岡市内免４丁目５番15―111号　エスポワール21Ｅ棟
債務者　石橋　大輔
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１５２４号
名古屋市中川区服部３丁目804番地　マ・メゾン服部203号
債務者　平野三千代（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部